

廃止措置実施に向けた解析・評価等業務に係る労働者派遣契約

仕様書

# 廃止措置実施に向けた解析・評価等業務に係る労働者派遣契約 仕様書

## 1. 目的

本仕様書は、廃止措置実施に向けた解析・評価等業務に従事する労働者の派遣について定めたものである。

## 2. 業務内容

### (1) 廃止措置に係る解析・評価等業務に係る業務

- ① 廃止措置に係る評価・解析技術の社会実装に向けた試験・評価・解析等
- ② クリアランス検認法認可に向けた試験・評価・解析等
- ③ 遠心機処理・クリアランスシステムの改修・運用管理
- ④ 許認可等に係る安全評価・解析等
- ⑤ 処理・廃棄体化に係る安全評価・解析等
- ⑥ 廃棄体等の放射能濃度評価技術の社会実装に向けた試験・評価・解析等
- ⑦ インベントリ調査に係る試験・評価・解析等
- ⑧ 計画書・報告書等作成に関する作業

### (2) 非常事態等における業務

非常事態が発生（訓練を含む）、または発生する恐れがある場合における対応

## 3. 派遣労働者の要件等

派遣労働者の要件等については、以下に掲げるものとする。

### (1) 派遣労働者の基本的要件

業務に必要な Word、Excel、PowerPoint 等 の各種アプリケーションソフトの操作ができること。

### (2) 技術的要件

- ① 放射能測定・解析業務に従事した経験が 3 年以上あること。
- ② ORIGEN、MCNP、QAD 等を用いた遮蔽評価・安全評価等の経験を有すること。
- ③ 機械学習による評価の経験を有すること。

### (3) 業務遂行にあたり派遣労働者が具備すべき条件

- ① 廃止措置に係る評価・解析に関する問題点を複数の専門的知識に照らして、分析し、いろいろな視点から新しい考え方やより良い方法を求め、問題解決の手段・方法を具体化した上で、正確に作業を遂行できる。
- ② 指示された作業を把握し、問題なく対応できる。
- ③ 指示された作業の計画の作成を的確に行える。

### (4) 派遣労働者の条件

派遣労働者を「無期雇用派遣労働者及び 60 歳以上の者に限定しない」

### (5) 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度

役職なし。

## 4. 組織単位

人形峠環境技術センター 廃止措置実証課

## 5. 就業場所

（住所）岡山県苫田郡鏡野町上齋原 1550 番地

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

人形峠環境技術センター

廃止措置実証課

TEL: 0868-44-2211 (代表)

- (1) 濃縮工学施設、製鍊転換施設、原型プラント、開発試験棟、ウラン貯蔵庫、解体  
物管理施設
- (2) その他、指揮命令者と事前に定めた場所

6. 指揮命令者

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

人形峠環境技術センター

廃止措置実証課長

TEL: 0868-44-2211 (代表)

7. 派遣期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

8. 就業日

土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）、機構創立記念日（10月第1金曜日とする。但し、10月1日が金曜日の場合は、10月8日とする。）、その他機構が指定する日（以下「休日」という。）を除く毎日。

ただし、当機構の業務の都合により、休日労働を行わせることがある。

なお、休日労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

9. 就業時間及び休憩時間

(1) 就業時間 8時30分から 17時まで

(2) 休憩時間 12時から 13時まで

当機構の業務の都合により、就業時間外労働を行わせることができる。

就業時間外の労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

ただし、機構が業務に支障がないと認めた場合は就業時間を変更することができる。

なお、指揮命令者は派遣元へ事前に適用の可否を確認するものとする。

10. 派遣先責任者

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

人形峠環境技術センター 総務・共生課長

11. 派遣人員

1名

12. 業務終了の確認

機構が定める就業状況報告により本仕様書の定める業務の終了を確認する。

13. 提出書類（部数：次の提出先に各1部、提出先：「指揮命令者」及び「派遣先責任者」）

- (1) 労働者派遣事業許可証（写）（契約後）
- (2) 派遣元の時間外休日勤務協定書（写）（契約後及び変更の都度速やかに）
- (3) 派遣元責任者の所属、氏名、電話番号（契約後及び変更の都度速やかに）
- (4) 派遣労働者の氏名等を明らかにした労働者派遣通知書（契約後及び変更の都度速やかに）
- (5) 派遣労働者の社会保険、雇用保険の被保険者資格の取得を証する書類（契約後及び変更の都度速やかに）※届出日付又は取得日付を含む。
- (6) その他必要となる書類

#### 14. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

#### 15. 特記事項

非常事態が発生した場合は、現地対策本部長等の指示に従うものとする。

以上